

生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解

生殖補助医療の胚移植において、移植する胚は原則として単一とする。ただし、35歳以上の女性、または2回以上続けて妊娠不成立であった女性などについては、2胚移植を許容する。しかしながら、着床前遺伝学的検査(PGT-A/SR)の結果で移植適合胚と判定された胚を移植する場合は、単一胚移植の原則を堅持する。治療を受ける夫婦に対しては、移植しない胚を後の治療周期で利用するために凍結保存する技術のあることを、必ず提示しなければならない。

（「多胎妊娠」に関する見解」として発表、平成8年2月、会長 水口弘司）

（「生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解」として発表、

平成20年4月、理事長 吉村泰典、倫理委員会委員長 星合 昊）

（令和5年6月改定、理事長 木村 正、臨床倫理監理委員会委員長 三上幹男）